



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3238号 2016.9.6 発行

障害者は健常者に「消費される」存在ではない
社会に刷り込まれている障害者への差別意識

東洋経済オンライン 2016年9月4日



筧 智子 :EAP カウンセラー 筧 智子 Tomoko KakehiEAP カウンセラーEAP カウンセラー。ストレス診断・出張カウンセリング・メンタルヘルス研修・人事や管理者へのコンサルテーション・復職支援プログラムなどを手掛ける EAP（従業員支援プログラム）プロバイダーに勤務。海外赴任者のメンタルヘルスサポートも担当している。また現在、上智大学大学院実践宗教学研究科（死生学専攻）に在学中でもある。

パラリンピックに出場する日本選手団の壮行会。大会は7日から始まる（写真：アフロスポーツ）

今年もまた夏休みの一大チャリティイベント、24時間テレビが放映されました。障害や難病を抱える人がさまざまな課題にチャレンジすることで注目される番組ですが、その裏番組として、2012年に障害者のための情報バラエティ番組として始まったNHK「バリバラ」が生放送をぶつけました。今年のタイトルは「検証！『障害者×感動』の方程式」。これを見てビックリしたのは私だけではないはずです。出演者のTシャツはあちらの番組と同じ黄色、障害者をテーマにした感動ドキュメンタリーのありさまについて24時間テレビをこれでもかとばかりにパロディ化、ツイッターなどでは大きな反響が湧き起こりました。番組の中では、骨形成不全症を患い2014年に亡くなったオーストラリアのコメディアン兼ジャーナリスト、ステラ・ヤングさんのTEDでのスピーチ「障害者は『感動ポルノ』」として健常者に消費される」も紹介されました。ステラさんは「私はあなた方を感動させるためにここにいるのではない。見知らぬ人から“あなたは勇敢だ”とか“元気をもらった”と言われるけれど、これらは人をモノ扱いしている行為。健常者が良い気分になれるよう、障害者をネガティブな存在としてモノ扱いしている」と述べ、「乗り越えるべき障害は、体や病気ではなく、社会にこそ存在する」と断言しました。

障害者を軽視する思想はどこから生まれた

7月26日未明に起きた相模原の障害者施設殺傷事件は、日本中を震撼させました。植松聖容疑者は重度知的障害者だけの殺害を目的に「津久井やまゆり園」に押し入り19人を殺害、26人に重軽傷を負わせました。同容疑者の「障害者は周りの人を不幸にする。障害者は生きている意味がない」との主張は、実は今の社会に生きる私たちの価値観やありかたと無縁ではありません。

「ひとのいのちは地球より重い」などとうたう一方で、経済的な利益を何よりも優先し、生産効率や労働能力で人の価値を判断、序列化する社会。成績や偏差値の高低が生徒の優劣を決める学校教育。障害者でなくても生きづらさを感じるこうした社会風潮は私たちが作り出したものであり、このありかたが障害者の生存を軽視・否定する思想を生み出す土台になっていないのか。私たちは今一度考える必要があります。そのことを考えるヒント

となる事件をご紹介します。

2004年、米国のシアトルこども病院にて重症重複障害（脳性麻痺）のある6歳の少女アシュリーに対して、3種の医療介入が両親の希望のもとに行われました。エストロゲンの大量投与療法による最終身長抑制、乳房の生育を制限する初期の乳房芽の摘出、生理と生理痛を取り除くための子宮摘出手術です（開腹の際に盲腸も摘出されている）。

これを報じる記事が2007年1月3日、ロサンゼルス・タイムズに掲載され大ニュースとなりました。「障害女兒の背を伸ばさない決断を両親が釈明」。障害者の人権擁護団体やフェミニズムの活動家らはこのことに対して猛抗議を行いました。「尊厳を踏みにじる許しがたい暴挙」「人を変えるな、制度を変えよ」との非難声明を相次いで発表したのです。

一方、アシュリーに行われた一連の医療介入（処置）をセットにして“アシュリー療法”と名付けた両親は、そのブログで自分たちの決断の動機や意図を説明し、アシュリーのみならず広く世の重症児に適用することを提案しました。

人としての尊厳より介護環境を優先させた両親

アシュリー療法の目的について、父親は「重い障害のある娘のQOL（生活の質）を維持向上させる手段として思いつき、医師に要望した」と説明、「生理痛がなくて発達しきった大きな乳房からくる不快がなく、常に横になっているのによりふさわしく、移動もさせてもらいやすい、小さくて軽い体の方が、アシュリーは肉体的にはるかに快適でしょう。アシュリーのニーズはすべて赤ちゃんと同じニーズです。完全に成熟した女性の体よりも9歳半の体のほうがふさわしいし、より尊厳があるのです」と、あくまでも本人のためであることを強調しました。

さらに父親は「自分では何にもできない、寝たきりで頭の中は生後3カ月の赤ちゃんなのに、一人前の女性としてさらに成長していくなんて、私たちにとってはグロテスクだとしか思えなかったのです」と述べたのです。

アシュリー療法を施すことは簡単な決断だったと語る父親にとって、自分たちの想像し得る枠に小さいままのアシュリーを落とし込むことは何の迷いもありませんでした。アシュリーはどうせ重症児だから。しかし重症児だから何も分からないとするのはあまりに身勝手な考えでした。アシュリーの父親に押し切られた印象の強いこの処置は、アシュリーが現状に苦痛を感じての治療ではなく、人としての尊厳より介護環境（両親）を優先させた、治療とは異なるものであったと言えます。

アシュリーのような重症児がそのままではグロテスクで生きる価値がないとするならば、健全者しか生きられない社会になってしまうでしょう。これを社会としてみたときに、障害者の生きる権利を奪うことにつながりかねません。周囲によって都合良く改造された9歳半の身体のアシュリーは現在18歳。今も両親のもとで静かに暮らしているようです。

重度障害者は「不幸な人々」ではありません。アシュリーのケースで言えば、医療機器や装具の開発、技術的にも人間的にも優れた介護システムの構築、社会保障等によって、両親が「アシュリーを産んで良かった」「そのままのアシュリーが愛おしい」と思えることができる社会の中に存在していられれば、だれもアシュリーを不幸だとは思わないでしょう。筆者が小学生の頃、クラスに重い障害のあるT君がいました。T君が1人で出来ない事はクラスみんなで手伝い、休み時間には一緒に遊ぶことを通じて、T君も自分と同じであることやT君のことを周囲が助けてあげるのは当たり前、と理屈抜きに考えることができるようになりました。しかし最近障害者を目の当たりにする機会がずいぶん少なくなったように思います。今の若い人々にとっての障害者とは、24時間テレビで見る「感動的な人」、もしくは電車の中で時折奇声を発する、自分とは違う「怖い人」くらいの認識しか持ち合わせていないのではないのでしょうか。

4月に施行された「障害者差別解消法」

2013年には新型出生前診断（NIPT）が日本で認可されました。赤ちゃんに染色体異常があるかどうか血液を採取するだけで簡単に分かるこの診断に対し、賛否両論が湧き起こりました。個々が受けるこうした診断は、自己決定として社会的に容認され、利用が拡大

している現実がある一方で、今を生きる障害者への差別につながりかねません。診断によって障害のある胎児は中絶することが当たり前の中になると、「障害者は社会に生きている価値がない」との論理を肯定してしまう危険性があります。

同じく 2013 年 6 月には長年の障害者運動の悲願であった「障害者差別解消法」が国会で可決成立、今年 4 月に施行されました。障害者差別解消法では「不当な差別扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると明記されています。多様性や異質性、個人の存在価値を認め合いながら共に生きて行く社会がようやく実現したのです。障害者に対する差別意識とは、社会によって刷り込まれた差別です。

あまりにも重い障害のある人を見た時、ひるまない人はいないでしょう。それは率直な感覚だからです。そうした自身のまなざしを自覚すること、そして取り除くべき障害は社会の中に存在することを、日々の生活の中で繰り返し考え続けることが大切なのだと思います。

まもなくリオ・パラリンピックが始まります。繰り広げられる感動シーンに私たちはどのような視線を向けるのでしょうか。

若者の住まいの貧困——定住と漂流 小田川華子 / 社会福祉学

シノドスジャーナル 2016 年 9 月 5 日

働く世代で貧困が広がっている。若いうちから収入が安定しないということは、すなわち、住まいが安定しないということに直結する。本稿では、住まいにスポットを当てて若者の貧困問題をとらえ、家賃補助制度などの施策の必要性について検討する。

若者の貧困

2008 年ごろから子どもの貧困率の高さが注目されるようになってきた。実は、男性のなかで最も貧困率が高いのは 20 代前半の 21.8% である。女性では高齢期の貧困が深刻だが、65 歳未満で最も貧困率が高いのは、やはり 20 代前半の 19.5% である。図 1、図 2 を見てみると、働く世代のなかでも特に 50 歳くらいまでの貧困率は 1980 年代半ばに比べて大きく上

昇していることがわかる。

図 1 男性の年齢層別相対的貧困率（1985 年と 2012 年の比較）

出所：「阿部 彩 (2014)「相対的貧困率の動向：2006, 2009, 2012 年」貧困統計ホームページ

(www.hin)

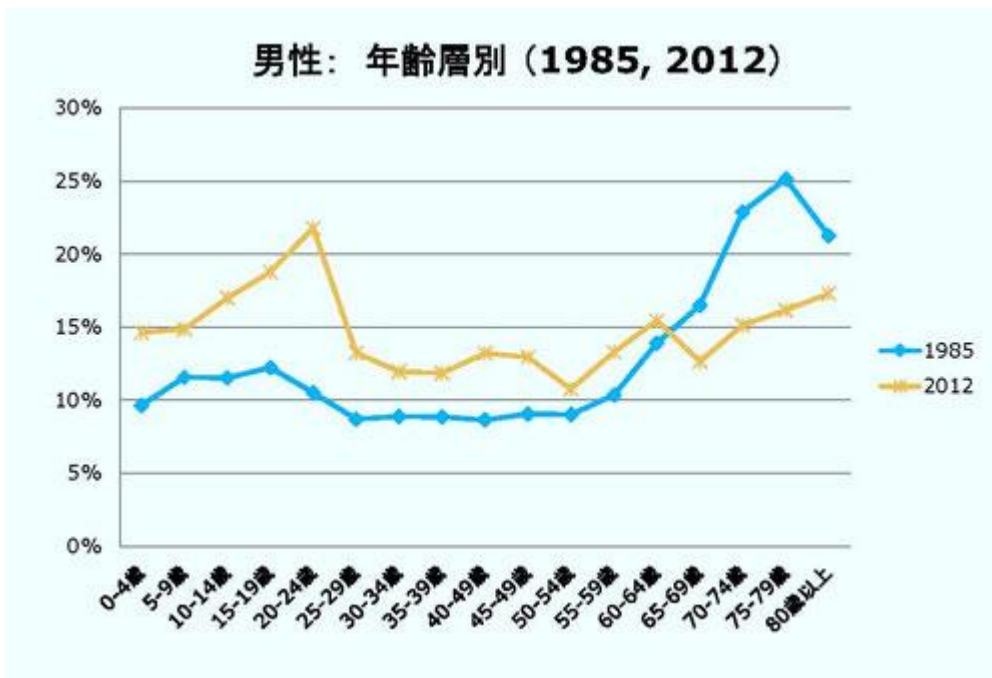


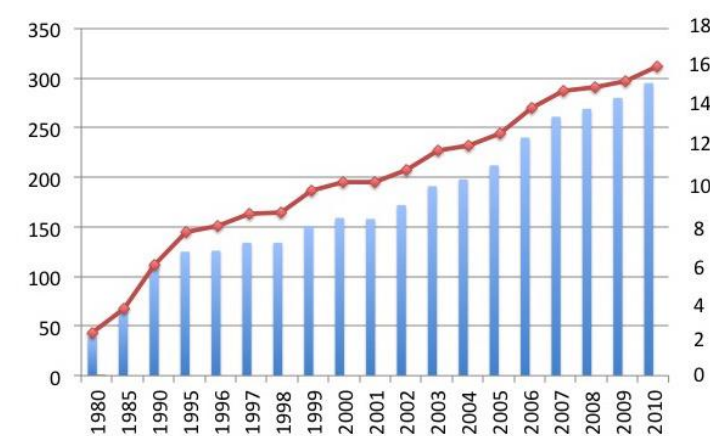
図2 女性の年齢層別相対的貧困率（1985年と2012年の比較）

出所：「阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2006，2009，2012年」貧困統計ホームページ (www.hinkonstat.net)



80年代半ばには、高校や大学を卒業した後、就職して正社員となり、安定的な収入を得る人（主に男性）が多かった。しかし現

在では、非正規雇用の増加にともない、そのようなコースを歩む人が減っていることが貧困率上昇の背景にある。終身雇用が当然のように思われていた時代には、新卒で民間アパートに住み、結婚して社宅に移り、そのうち持ち家という「住宅すごろく」が描かれたが、今やそれは伝説となった。現在のような厳しい社会状況にあって、若者たちは、どこに住んでいるのだろうか？



実家に「定住」する若者

図3 親と同居の壮年未婚者（35～44歳）数の推移—全国（1980,1985,1990,1995-2010年）

出所：山田正弘（2015）『女性労働の家族依存モデルの限界』小杉礼子・宮本みち子編著『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房、pp.23-44.

図3は35～44歳の未婚者のうち、親と同居しているものとその割合の推移を示したものである（山田 2015）。1990年に急激に増え、その後、増加傾向

がつづいている。2010年には300万人弱、16%となり、2012年には305万人にまで増加しているという。そして、彼らの失業率や非正規率は、自立している人々に比べて高いことが指摘されている。このことから、これらの人々は経済的理由で親元に同居していることが推測される。

2014年に年収200万円以下の20～40代男女を対象に、認定NPO法人ビッグイシュー基金「住宅政策提案・検討委員会」が行った調査（回答者数1,767人）からは、親と同居する若者の5割が自分で住居費を負担できないから親と同居していることが明らかになった。このことは前述の山田の指摘の裏付けにもなるであろう。

（参考：<http://bigissue.or.jp/pdf/teiannsyo2.pdf>）

低収入とはいえ、親と同居している若者は実家という比較的安定な住まいに「定住」する

ことができている。しかしながら、見方を変えると、親の住まいのなかに若者の貧困が隠されてしまっているともいえる。実家から出て独立したいのにできないのであれば、「定住」は必ずしも肯定的な状態とは言えない。委員会メンバーであった藤田孝典氏は報告書のなかで「実家という名の牢獄」と表現しているほどである。

若者自身が収入を得て、生活基盤を固められないままに実家を出ることになれば、とりあえずの居場所を転々とするなどし、住居喪失、いわゆるホームレス状態に陥るリスクも高まるのである。それが次に述べる「漂流」する若者である。



図5 稼働年齢層の女性の世帯タイプ別貧困率 出所：「阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2006, 2009, 2012年」貧困統計ホームページ(www.hinkonstat.net)

(2) シェアハウス調査から

困窮する単身の若者が自力でアパートを借りようとした場合にまずぶち当たるのが、初期費用が払えない、家賃が払えない、転居費用が払えない、保証人を立てることができない、といった借り手側の問題だ。そして、家賃滞納リスクが大きいとして貸し渋りをする家主側の問題もある。そこで、初期費用や賃料が安く、連帯保証人不要などで入居契約の敷居が低いシェアハウスの需要が大きくなっている(注1)。

「漂流」する若者をとらえる

図4 稼働年齢層の男性世帯タイプ別貧困率 出所：「阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2006, 2009, 2012年」貧困統計ホームページ(www.hinkonstat.net)

(1) 国民生活基礎調査働く世代(20~64歳)の貧困率を、世帯タイプ別(図4、図5)に見てみると、ひとり親世帯の貧困率が最も高いことは無視できないが、ここで注目したいのは、単身者の貧困率が高いことである。男性単身者では4人に1人、女性単身者では実に3人に1人が貧困である。親元から離れ、単身で暮らす勤労世代の若者の困窮が非常に深刻である。

日本では、働く貧困層に対する社会的支援施策は非常に手薄である。また、実家に頼ることのできないなかで、不安定な仕事と住まいの間を漂うように生活している若者の姿が、次に紹介する調査の結果から見えてくる。

(注1)「シェアハウス市場調査 2013 年度版」(日本シェアハウス・ゲストハウス連盟・シェアシェア, 2014)によると、2013 年 8 月末現在、シェアハウス運営事業者は 598 社にのぼり、(1 ヶ月以上の中長期型滞在向け)シェアハウスは全国に 2,744 件、首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)だけで 9 割を占める。

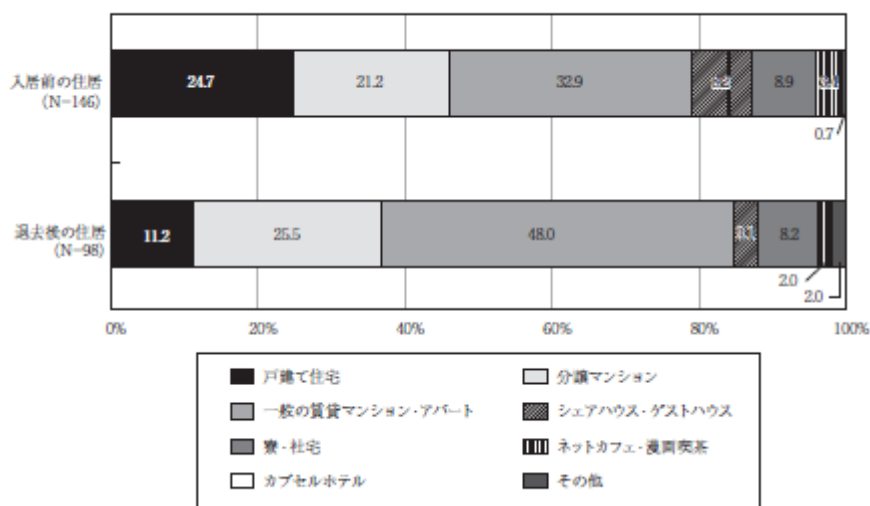
大都市(主に首都圏)の低所得の若者の受け皿となっているとみられる、「非常に狭小あるいは窓がない」といった違法なシェアハウス入居者の実態について、2013 年に国土交通省が調査している(注2)。

(注2)最低居住面積基準は単身の場合 25 m²であるが、シェアハウスの場合、建築基準法上、「寄宿舎」の基準が適用され、最低専有面積は東京都の場合 7 m²である。国交省によるシェアハウス調査の分析については拙著(2014)を参考されたい。

ネット調査会社に登録する関東圏の 20 歳以上の男女を対象とするインターネット調査によると、「狭小・窓無し」シェアハウス入居(経験)者 146 人の雇用形態は、4 割が正社員である。一方で、派遣社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者といった非正規雇用と自営業・自由業を合わせた収入が不安定な人が 4 割強である。

入居前と退去後の住居形態(図7)を見てみると、約半数は戸建て住宅または分譲住宅が直前の住居で、おそらく実家とみられる。大きな流れとして、実家から劣悪なシェアハウス

狭小・窓無しシェアハウス入居前・退去後の住居



にいったん出たものの、また実家に戻るといったパターンがあると思われる。

図7 狭小・窓無しシェアハウス入居前・退去後の住居

その一方で、2割余りがシェアハウス・ゲストハウス、あるいは寮・社宅、ネットカフェ・漫画喫茶、カプセル

ホテルといったような非常に不安定なところから「狭小・窓無し」という劣悪なシェアハウスに移ってきている。そして、2割弱の人々がシェアハウス退去後もそういった不安定なところに転居していることが明らかとなった。

直前に実家やアパートに住んでいた人が「狭小・窓無し」退去後に不安定な住居に移ったケースもあるだろうことを勘案すれば、およそ 3 割が不安定な住居形態を渡り歩いていることが推測される。

(3) 不安定就労の若者への聞き取り調査から

不安定な住まいを渡り歩く若者の実態は、筆者が参加した聞き取り調査から具体的にわかってきた。2014 年から 15 年にかけて、首都圏の不安定就業または生活保護受給の賃貸住宅に住む単身の若者を対象に行った、「住まいと仕事の変遷および現在の住まいの実態」についての聞き取り調査だ(注3)。本調査は、市民団体である「住まいの貧困に取り組むネットワーク」と研究者で構成する貧困研究会が行った。

(注3)大都市の住まい実態調査プロジェクト(2015)「生活困窮者の住居の在り方に関する実態調査報告書」2014 年済生会生活困窮者問題調査会調査研究助成事業。(恩賜財団済生会ホームページで公開)

分析対象となった 28 人から聞かれたのは、次のような事例である。まず、非正規の仕事を経験しながら所持品や生活費を極力抑え、シェアハウスからシェアハウス、あるいは社

宅へと転居を繰り返した経験。または自力でアパートを確保したものの、だんだん仕事が減って収入も少なくなり、家賃が払えなくなって寮付きの派遣の仕事に移った経験や、寮付きの正社員の仕事を転々とした経験などである。事例を2つ紹介しよう。

<事例1>「シェアハウスを転々と」30代前半、女性、首都圏出身、大卒

大卒後、IT関連会社に正社員として就職し、アパートに住んだが、職場でのハラスメントに悩み、退職。業務委託の家庭教師と派遣の販売の仕事をすることにしたが、収入が減ったのでシェアハウス（ベッドスペースのみ）へ。しかし、家主とシェアハウス運営会社がおも、水道が使えなくなったため、別のシェアハウス（ベッドスペースのみ）に転居。

仕事がだんだん減ってしまったので、派遣の事務職に転職。その間に同居人とのトラブルで、別のシェアハウス（個室）に転居。「そこに居られるだけ居たい」が、引っ越しでお金がかからないよう荷物はなるべく増やさないようにしている。手取り収入13万円、家賃4.2万円、残り8万円ほどで税金、保険料支払い含め、やりくりしており、生活は「ちょっと厳しい」。

<事例2>「寮付き正社員を転々と」40代後半、男性、東海出身、大卒

大卒後、IT関連会社に正社員として就職し、社宅住まいだったが、仕事がうまくいかず退職。その後、寮付きの正社員の仕事（飲食業・ホテル業など）を転々とした。寮がなく、シェアハウスに住んだ時もあった。職場の紹介でアパートに入居したこともあったが、職場でカツアゲされて困窮し、家賃滞納、債務問題を抱え、8か月で追い出された。この時に「実家に迷惑をかけ、縁を切られた」。

その後、寮付きの建設アルバイトをしたが、翌朝の仕事場に合わせて前日のうちに近くまで移動し、ネットカフェで寝泊りするようになった（月6万円）。しかし、「寝床が欲しかった」ので、ネットで検索し、支援団体のシェアハウスに入居できることになった。

貯金も引っ越し荷物もほとんどない状態で、家族とも縁が切れていたため、アパート入居は無理と思っていた。手取り収入は月によって異なり、平均25万円程度だが、借金返済もあったので社会保険料は滞納している。住民税を払うのが厳しい。現在の仕事は体力的にいつまで続けられるか不安。

これらの人々は仕事と住まいの両方が定まらないため、生活の基盤が非常に弱い。いったん「漂流」のサイクルに入ってしまうと、そこから抜け出すのは容易ではない。けがや病气、解雇などをきっかけとして住居喪失状態に陥ってしまうリスクも高い。

シェアハウスと社宅・寮の間で漂流

聞き取り調査から、働きながら仕事と住む場所を転々とする、「漂流」する人々の姿が捉えられたわけだが、彼らがどこで「漂流」しているかというと、シェアハウスや社宅・寮、あるいは職場（寝泊り）であった。

シェアハウスは貯金がなくても何とか手が届く（狭い居室、設備共用ゆえの安さ、安い初期費用）。家具家電が備え付けなので購入しなくてもよく、転居の際、身軽である（転居費用を抑えられる）。また、職探しや職場にアクセスしやすい立地にあることが多いので、交通費が支給されない通勤や求職活動で負担感が少ない。

契約時に保証人不要など審査がゆるく、すぐ入居可の物件が多いので、転職などの急な転居に対応しやすい。このように、シェアハウスは生活が不安定、低所得な人々にとって、選択肢がないなかでの「選択」となっているのである。

一方、社宅や寮は、仕事と住まいを同時に失うリスクを常にはらんでおり、また、住宅を手玉にとって労働者を搾取する構造にもつながる。そのため、国際労働機関（ILO）は1961年にすでに、「労働者住宅勧告」にて「使用者がその労働者に直接住宅を提供することは望ましくない」との勧告を出している。

日本では、大企業が従業員の福利厚生として提供してきた社宅に、住宅保障機能を依存してきた政策的経緯があり、その時代の社会状況はこの勧告が前提としているものとは異なっていた。しかしながら、グローバル化などを経て社会状況は大きく転換し、非正規雇用を増やすことで経営を成り立たせる企業が増えるなか、住宅を手玉にとって労働者を搾取

する構造が現代日本の根底にはびこりつつある。

若者が仕事を失っても、住まいを失わないこと、住まいを足掛かりに再起できるようにすることが重要である。それには、安価な寝場所を提供する企業に放任してはならない。また、アパートからじわじわと押し出され、悪魔の碾き臼のような不安定就労、不安定居住で心身をすり減らす生活に陥るのを防止するセーフティネットが必要である。

仕事をしている低所得者が利用できる住宅支援策を適切に講じなければならない。これは、一億総活躍社会の大前提として、必要不可欠な施策である。

住宅政策で若者に着地点を

前節でみた低所得の若者がおかれている状況は、根本的には、雇用政策と住宅保障政策で対処されるべき問題である。雇用政策としては、非正規雇用が増加し続ける構造にメスを入れて正規雇用を増やし、若者が安定した収入を得て目標や夢をもって生きることを支える施策が求められる。

また、不安定就業の広がりが所与の社会的条件であるとするなら、住まいだけでも安定的に確保できる施策が必要である。数年前から、民間賃貸住宅の空き家を活用した住宅支援施策が行われてきている。

しかし、貸し手と借り手が直接賃貸借契約する形式をとる場合に難しいのは、低所得者や収入が不安定な人、家族との縁が切れている人は滞納などのリスクが高いとして、家主（貸し手）のおメガネにかなわず、契約に至りにくい点である。住宅支援策と位置付けられてはいるものの、困窮する勤労者や保証人や緊急連絡先などを立てられない、「つながり」の希薄な人々は排除されがちである。よって、こうした人々をも受け入れる賃貸住宅の供給が求められる。

もう一つの住宅供給施策は、自治体が民間住宅を借り上げ、入居者は自治体と賃貸借契約を結ぶ仕組みをつくるものである。こういった借り上げ公営住宅は準公営住宅とみなすことができ、困窮リスクの高い若者の住宅確保、住環境の改善が期待できる。低所得の若者が入居でき、なおかつ住宅としての最低限の質を備えた賃貸住宅の供給を増やすことは非常に重要な政策課題である。しかし、量的、立地的ニーズに柔軟に対応することは困難である。

そこで、個人に対する経済的な支援策が重要になる。その一つは、低所得者に対する家賃補助制度である。家賃は通常、家計支出のもっとも大きな部分を占める費目であることから、家賃補助は生活保護に陥る手前のセーフティネットとして非常に重要である。

家賃補助が得られることにより、収入が逡減した際に家賃滞納をしなくてすむようになる。アパートはそのままで、収入面の立て直しを図ることができる。住居喪失のリスクも減る。転居する場合にもアパート契約のハードルが下がる。

準公営住宅や家賃補助など、若者向けの住宅支援策を整備、充実させることにより、漂流する若者、実家に定住せざるを得ない若者が、安定的な生活基盤を築くための住居という選択肢をもてるようになる。そうすれば、希望が湧いてくる。若者向けの住宅支援策は、希望を抱く若者を増やし、社会に活力をもたらすことにもつながるはずである。

小田川華子（おだがわ・はなこ）社会福祉学

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター特任研究員（博士・社会福祉学）。花園大学専任講師、横浜国立大学等非常勤講師を経て現職。主な著書に、「低所得層の住まいの保障の課題：賃貸住宅へのアクセス阻害要因の観点から」社会政策学会編『社会政策』No.6-1、ミネルヴァ書房（2014）／「不安定な住まいに滞留する生活困窮者：狭小・窓無しシェアハウス調査からみえるもの」『貧困研究』13、明石書店（2014）／「住宅困窮問題と生活保護および住宅政策」橋木俊詔・宮本太郎監修・埋橋孝文編著『生活保護：福祉+α』4、ミネルヴァ書房（2013）など。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行